

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり  
 (1)教育・保育事業の充実(子ども・子育て支援給付)  
 ①施設型給付

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和4年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	保育所(園)	保育所・幼稚園課	家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。保育と一体的に教育も実施しています。	公立保育所3園、私立保育園10園があり、保育ニーズの増加に伴い、各施設において定員を超える受入れを行うことで年度当初は待機児童が発生しなかった。しかしながら、年度途中での受け入れが厳しかった。	B	保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所(園)において乳児、幼児などの児童を保育する事業。 入園要件:保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合 対象年齢:おおむね4か月～就学前 保育時間:おおむね7時30分～18時30分(延長保育もあり) 施設整備や保育士確保により、今後も引き続き保育の受入体制を確保し、待機児童の解消に努める。	充実
2	幼稚園	保育所・幼稚園課	小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。	公立幼稚園は令和元年度より1園に統合し、3年保育と預かり保育を新たに開始した。令和3年度より長期期間の預かり保育を開始し、預かり保育の時間も延長を行った。また、令和3年度より市内私立幼稚園1園が新制度幼稚園へ移行した。	B	幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業。 入園要件:幼児教育を希望する場合 対象年齢:3歳～就学前 ※一部の園では2歳から 保育時間:園により異なる 幼稚園は保育ニーズの高まりにより、園児が減少傾向であるため、今後の方針等を検討しながら進めていく必要がある。	充実
3	認定こども園	保育所・幼稚園課	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	令和2年度から、市内私立幼稚園1園が幼稚園型認定こども園へ移行した。令和5年度より認可保育所が認定こども園へ移行するため、園への支援を行った。	B	幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施 今後、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を含め、施設が増加していくことが考えられるため、協議しながら認定こども園への移行を進めていく。	充実

②地域型保育給付

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和4年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	小規模保育	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。(A型・B型・C型)	私立の小規模保育所2園で保育が実施された。	B	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う。(A型・B型・C型) 今後も引き続き保育を実施し、保育の受入体制の確保に努める。	充実
2	家庭的保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅などの場所で、家庭的保育者が保育を行います。				
3	居宅訪問型保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。				
4	事業所内保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。				

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

(2) 子育て支援事業の充実(地域子ども・子育て支援事業)

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和4年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て支援センターでは、主に未就園児の育児相談や情報提供、講演会などを行い、社会参画できる機会を提供するなど、利用者の視点に立った企画に努めます。 また、乳幼児の保護者が、気軽に集い、交流する場を提供します。	子育てに関する相談については、子育て支援課、つどいの広場および子育て支援センターが情報共有し、連携して必要な支援につなげた。こぐまの発達相談は予約も多く、今後の支援の在り方についても相談内容も多岐に渡り、更にこぐまの発達相談は事前予約も多く、関心の高さを感じた。	A	子育てに関する相談については、子育て支援課、つどいの広場および子育て支援センターが情報共有し、連携して必要な支援につなげる。今後の支援の在り方についても相談内容に応じて支援の充実を図る。	継続
2	時間外保育事業(延長保育事業)	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	公立保育所2園、私立保育所10園、小規模保育所1園で延長保育事業を行い、保護者の様々な就労形態への対応に資することが出来た。	B	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後は、利用状況を踏まえて事業の充実を図る。	継続
3	休日保育事業の推進 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育を必要としている児童の保育を行います。今後、ニーズを把握しながら、実施について検討します。			通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育に欠ける状況にある児童を保育できるよう、休日保育事業の実施を検討する。	見直し
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	保育所・幼稚園課	幼稚園や認定こども園の1号子どもの園児に対し、教育時間の前後や長期休業日等に預かり保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	市内幼稚園全てにおいて預かり保育を実施しました。 また、夏休み等の長期休業期間中の預かり保育も実施した。	B	保育ニーズに合わせて預かり保育の内容の拡充など、事業内容の充実を検討していく必要がある。	充実
5	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	保育所・幼稚園課	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に認可保育所(園)等で児童を保育します。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	市内2カ所の私立保育園で一時預かりを実施した。	B	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所(園)で児童を保育する。今後も、保護者のニーズを踏まえ継続して実施するとともに、利用者の利便性を考慮し、設置個所の増設も検討する。	充実
6	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(協力会員)からなるファミリー・サポート・センターにより、育児の相互援助活動を行います。制度の周知を図り、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。	ファミリーサポートセンター事業について、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら継続して実施した。	A	ファミリーサポートセンター事業について、市民への周知および協力会員への理解を図り今後も会員の増加に努める。	継続
7	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) ※市内では実施なし	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。今後、保護者のニーズを把握しながら、実施について検討します。				
8	病児・病後児保育事業	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所(園)などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」及び「まどかチャイルドセンター」にて実施しており、今後も事業を周知し、ニーズを踏まえ充実を図ります。	「こぐま子どもの家」および「まどかチャイルドケアセンター」にて実施しており、コロナ禍における事業の周知ニーズを踏まえ、事業内容についての充実を図った。施設の利用状況を把握し、サービス内容を確認した。	A	病児・病後児保育事業については、県内広域利用に向けて取り組む。	継続
9	放課後児童健全育成事業	子ども育成課	保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに放課後児童クラブ(学童保育所)で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。また、近年の女性就業率の上昇により共働き家庭が増加するなど、入所ニーズがさらに高まる可能性があります。市では、各小学校区の状況にあわせた施設整備や放課後児童支援員を配置するなど、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。	放課後児童クラブ(学童保育所)については、条例に定める「1教室概ね40人」の基準を満たすための施設及び、すべての小学校区で1年生から6年生までの受入が可能となる19教室の支援単位を維持した。また、長期休暇のみ保育の受入を試験的に導入した。	A	利用者のニーズが高かった、長期休暇のみ保育の受入を全放課後児童クラブ(学童保育所)で実施する。今後も継続して保育ニーズに合った環境整備を実施する。	充実

10	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。今後も広報や利用者支援の相談の中で利用を促し、支援へとつなぎます。	様々な理由により、一時的に子どもの養育が困難になった家庭に対して、7日以内の短期間、児童養護施設に子どもを預けられる事業を行った。	A	児童虐待防止のため、保護者の養育状況や子どもの関係性などを適正に判断し、必要に応じて子育て短期支援事業の利用を促すとともに、事業内容を広く周知する	継続
11	利用者支援事業	子育て支援課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所(園)での教育・保育や、一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供などの支援を身近な場所で行います。今後気軽に子育て相談できる窓口の設置を進めるとともに、関係機関との連携及び地域ネットワークづくりに努めます。	気軽に子育て相談できる窓口について周知を図り、関係機関との連携および地域ネットワーク作りに務めた。利用者支援専門員の行き、子育て支援の相談体制の充実が図れた。	A	利用者支援専門員の配置を行い、子育て相談窓口では、子育ての困り感に寄り添い、丁寧な対応を行う。また保育園(所)幼稚園への巡回支援訪問事業を実施し、「気になる」段階からの早期支援に努める。	継続
		保育所・幼稚園課		専任の職員を配置し、相談や情報提供など、より丁寧な支援を行った。	A	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行う。	継続
		健康課		保健師等による妊娠期から子育て期の相談や情報提供を行った。必要に応じて関係機関と連携を図ることができた。 令和5年2月からは伴走型支援を開始し、妊娠届出面談で妊婦全員と対面の面談を行った。	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦は子育て支援課へつないでいく。必要に応じて、子育て支援課、保育所・幼稚園課、福祉課や関係機関と連携を図る。	継続
12	妊婦健康診査	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助します。妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明し、予防や異常の早期発見・早期治療につなげるとともに、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援などへつなげます。	妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明した。また、補助券に記載された健診結果等から、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援につなげることができた。	A	妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明し、予防や異常の早期発見に努める。また、補助券に記載された健診結果等から、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援につなげる。	継続
13	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問指導事業)	健康課	すべての乳児のいる家庭及び支援が必要な妊婦を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 引き続き、子育て支援課や福祉課、医療機関と連携し、産前・産後サポートなどの情報提供及び必要な支援を実施します。	助産師や保健師による訪問指導を行った。訪問時には、子育てに関する情報提供や従事や保護者の健康状態に応じ保健指導等を行った。 令和5年2月からは伴走型支援を開始し、すべての乳児のいる家庭に乳児全戸訪問を実施した(里帰り先での訪問を希望した産婦は里帰り先での訪問を実施)。	A	母子健康手帳発行時や乳幼児家庭全戸訪問のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦は子育て支援課へつないでいく。必要に応じて、子育て支援課、保育所・幼稚園課、福祉課や関係機関と連携を図る。	継続
		子育て支援課		乳幼児全戸訪問の対象家庭のうち、要支援児童や特定妊婦がいる家庭を訪問し、養育状況を把握するとともに必要な支援につなげた。	A	引き続き、乳幼児全戸訪問の機会を通じて、要支援児童や特定妊婦の養育状況を把握し、適切な支援につなげていくよう努める。	継続
14	養育支援訪問事業	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援の必要な家庭に対して、また、要保護児童の家庭に対して、養育支援訪問事業を行い、養育に関する指導や支援を行います。	乳幼児全戸訪問の対象家庭や、子育て相談の対象家庭のうち、必要な家庭に対し、養育支援訪問事業の活用を促し、養育環境の改善につながる支援をおこなった。	A	養育支援訪問事業を通じて、養育が困難な家庭に対する支援を行い、子育てがしやすい家庭の環境改善に努める。	継続